

第 10 号議案

神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例の件

神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例

神戸市立保護施設条例（昭和34年 4 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(退所)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 <u>被保護者で施設に入所している者</u> <u>について、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている施設にあっては、指定管理者）が退所を必要と認めるときは、保護の実施機関の決定を得て退所させることができる。</u></p>	<p>(退所)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 <u>市長が退所を必要と認めるときは、保護の実施機関の決定を得て退所させることができる。</u> <u>ただし、被保護者以外のものについては、この決定を要しない。</u></p>

3 被保護者以外で施設に入所している者について、市長が退所を必要と認めるときは、退所させることができる。

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げる施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第4条に規定する事業に係る業務

(2) 施設の入所及び退所に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

第9条 [略]

第8条 [略]

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

保護施設について指定管理者による管理を可能とするに当たり、条例を改正する必要があるため。